

令和6年度第2回（第240回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和7年1月29日（水）13：45～14：40

場 所 仙台市役所本庁舎8階 第五委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

（1）協議事項

- ①令和6年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について 【資料1】
- ②令和7年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について 【資料2】
- ③令和7年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について 【資料3】
- ④仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について 【資料4】
- ⑤低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の基準拡大について 【資料5】

（2）報告事項

- ①宮城県における保険料水準の統一について 【資料6】

（3）その他

3 出席者

出席委員（19人）

- 佐藤（美）委員、境野委員、石田委員、高橋（裕）委員、佐藤（太）委員、菅原委員
- 島村委員、大和委員、小菅委員、今野委員、高橋（将）委員
- 加藤委員、貞宗委員、内藤委員、西澤委員、ひぐち委員、村上委員
- 佐藤（昌）委員、山下委員

欠席委員（4人）

- 鈴木委員、安藤委員、北村委員、鎌田委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、参事兼収納対策室長、同室収納企画係長、同室徴収対策係長、参事兼保険年金課長、同課管理係長、同課保険係長、同課保健事業担当係長

青葉区保険年金課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

4 会議経過

○開会

○欠席者報告

○西澤会長により議事進行

○署名委員の指名

佐藤（美）委員、高橋（將）委員

○（１）協議事項

【会長】

それでは、協議事項①「令和６年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

（資料１に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

ご質問、ご意見等がなければ、「令和６年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

【会長】

「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認します。

続きまして、協議事項②「令和７年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」事務局から説明願います。

【保険年金課長】

（資料２に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

はい、ひぐち委員。

【ひぐち委員】

「保健事業の推進」についてですが、特定健診・保健指導の充実に関して、それぞれの現状をどのように把握しているか、また課題について伺います。

【保険年金課長】

特定健診受診率は、令和５年度で46.8%、前年度より0.8ポイント上昇し、政令指定都市の中で最も高い受診率となっております。新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度49.0%には戻っていない状況であり、健診受診率の伸びが鈍い状況が見られます。

また、受診結果からは、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドローム該当者の割合は、政令指定都市の中で最も高く、内臓脂肪の減少により、検査結果の改善が見込まれる方の割合が多い状況です。

内臓脂肪へのアプローチにより、比較的容易に改善が見込まれる方には、特定保健指導のご案内を行っております。利用者の健診結果や生活背景を伺いながら、効果的で安全な生活改善の方法を、お一人お一人に合わせて提供しております。本市国保の場合は無料でご利用いただくことができますが、特定保健指導率の実施率は8%～10%台で推移しており、政令指定都市では15位と低い状況が続いております。

【ひぐち委員】

メタボリックシンドロームという言葉が出たのは、厚労省によって20年ぐらい前かと

と思いますが、それを受けて 2008 年 4 月から特定健診・保健指導が始まっているのですが、指導内容についての変化と近頃の特徴について伺います。

【保険年金課長】

特定健診・保健指導が開始されてから 16 年間の変化について、概観しますと 4 点ほど挙げられるのではないかと考えております。

1 点目は、特定健診の受診率向上対策につきまして、令和 5 年度から A I を活用し、過去の受診歴や問診の回答内容等から受診確率と反応確率を算出し、勧奨効果を予測した上で、健康特性に合わせた内容のハガキを送り分ける手法を導入しました。また、S M S（ショートメッセージサービス）による勧奨や健診機関を地図上で検索できる W e b サイトを開設し、I C T の活用を進めております。

2 点目は、特定保健指導の魅力あるプログラムの提供を目指し、リモート面接、アプリ内完結型の積極的支援プログラムを令和 5 年度より導入しました。アプリでは、歩数や体重などのライフログが可視化されたり、ウォーキングゲーム機能やご自身に合った健康情報が毎日届くなど、楽しく継続的に取り組んでいただけるものとなっております。

3 点目は、各区役所・総合支所の保健医療専門職が行う保健事業にも変化がありました。特定健診等の制度改正に合わせ、健診データ等が電子化され、国保データベースシステムが整備されております。このデータベースにより、健診、医療、介護情報の一部について、同規模市町村や県、全国との比較や、地区ごとの集計を行うことが可能となり、データから見える現状等について、地域の関係者、関係団体の方々と情報交換をしながら地域の健康づくりに役立てていただくことができるようになりました。

4 点目は、医療レセプト情報を活用し、糖尿病の治療を中断している可能性がある方への支援を令和 5 年度より開始しております。この支援に関しましては、本日ご出席の大和委員はじめ、関係者の皆様のご理解、ご協力を得ながら進めているところでございます。

【ひぐち委員】

ただいまアプリの紹介等がありましたが、そのアプリの関係で、本市でも様々な取り組みをやっているのので少しご紹介させていただいてよろしいでしょうか。

【会長】

はい。資料の配付をお願いします。

【ひぐち委員】

今皆様のお手元にお配りしたのは、「せんだいマイヘルスログ（My Health Log）」という、仙台市健康政策課が昨年 10 月から期間限定で行っている企画のリーフレットです。異なる 3 種類の健康管理アプリを試すことができるのですが、面白いので私もやっております。現在 2300 人程が利用しているということです。食事をスマホで撮ると A I で栄養素を自動解析しカロリーもわかり、歩数はヘルスケア等と連携が可能で、3 ヶ月後の体重予想とアドバイスのフィードバックがあるようです。これが仙台市民は無料で使えるということですが、健康政策課ではこの集約や最終的な評価はこれからだそうです。A I やアプリ等の I C T 活用を仙台市で行っているの、国保の健康増進にも広がっていくことを期待してご紹介させていただきました。

また、ただいまの回答にいろいろなデータの共有というお話がありましたが、個人の健康データは正に個人情報の最たるものですので、当然健康増進のためにお使いになるとは思いますが、他の機関と共有することに抵抗を持っている方々には何らかの対応をしているのか教えてください。

【保険年金課長】

保険者間の特定健診情報等の提供ですが、他の医療保険者から本市の国民健康保険へ加入した場合、特定健診の情報を加入前の医療保険者から提供されますが、希望されな

い場合には、「不同意申請書」を提出いただくことにより、情報提供を停止することができます。

【ひぐち委員】

そのような対応をしているということですね。最後に、高齢者の保健指導と介護予防の一体的実施の推進について、関係機関や関係部署との連携の具体的なところと取り組み状況を伺います。併せて、高齢者は低栄養によるフレイル等が課題になっていますが、その取り組みを伺います。

【保険年金課長】

具体的な連携先としては、地域包括支援センターや社会福祉協議会がございます。データから見える現状と連携機関が把握している情報を共有し、通いの場等における健康教育の企画の相談や、介護予防教室との連動等の連携を図っております。また、個別的な支援により、介護予防サービスや福祉的なサービスの必要性を把握した場合には、地域包括支援センターや障害高齢課等の担当部署へ繋ぐ等の連携を図っております。

また、低栄養に関するフレイル予防については、各区役所、総合支所の管理栄養士や宮城県が宮城県栄養士会に委託しております、「宮城県フレイル対策市町村サポート事業」を活用し、管理栄養士や歯科衛生士などの保健医療専門職の派遣を依頼する等、地域におけるポピュレーションアプローチとして積極的に啓発を行っております。

【ひぐち委員】

特定保健指導は、保健医療専門職の方が無料で被保険者のためにしっかりと向き合ってくれる制度ですので、指導率が8%~10%ということですが、もっと高くしなければいけないと思います。

栄養士会が出てきましたが、朝の連続テレビ小説で栄養士になりたいという話をやっています。公益社団法人日本栄養士会では、「会いに行ける管理栄養士、専門職がすぐ近くにいます的なキャンペーン」等をやっています。国保の中でも、専門職が被保険者に向き合ってくれるという取り組みを今後も期待します。また、フレイルの課題は高齢者の骨粗鬆症の場合等でも大きな課題となっていますので、いろいろな組織で連携をしながら推進することを求めたいと思います。

【会長】

他にございませんか。はい、山下委員。

【山下委員】

私からも「保健事業の推進」について、ひとつ要望させていただきます。

被用者保険と国民健康保険は表裏一体で取り組む必要があると思います。先程、特定健診の受診率が、政令指定都市中1位で非常に高いというお話があり大変よろしいことと思います。私共被用者保険の従業員の健診は労安法で定められた健康診査ですので、8割~9割という非常に高い受診率です。ただ、今課題になっているのが、被用者保険の従業員の被扶養者の受診率が非常に低いということです。大体2割程度かと思います。これは保険者協議会でも大きな課題となっており、これをどうするかについていつも議論されているところです。

仙台市以外の市町村においては、集合健診で被扶養者も受診できるようにすることで、受診率の向上に繋がっているところもあります。仙台市においては、保険者協議会主催で年間約20回程健診を実施していますが、1回当たりの受診者が120名程度であり、なかなか受診率が上がらないという状況です。

そこで、「受診及び利用しやすい環境の整備」という記載がありますが、ぜひ保険者協議会と仙台市国保運営協議会で連携いただき、いずれでも受診できるような環境を作ることによって、国保の方も、被用者保険の方も、またその被扶養者の方も含めた仙台

市民全体で受診率を増やしていければよいと考えております。

【保険年金課長】

まず、本市の特定健診の実施方法ですが、かかりつけの先生のところで個別に受けていただく形となっており、日頃からの繋がりやコミュニケーションの中で、健診のお勧めや保健指導の利用勧奨等を含め行っていたという形を基本としております。

被扶養者も国保と同様に、市内で約 390 ヶ所程登録医療機関がございますので、こちらでも受診することができるものと認識しております。

一方、行きやすい場所で集団健診形式で行う方法の選択肢を設けるというご希望があることも伺っております。このことについて、どのような方策が可能なのかも含めて、関係機関の皆様とも情報を交換してまいりたいと考えております。

【会長】

よろしいですか。他にございませんか。はい、佐藤昌司委員。

【佐藤（昌）委員】

私も保健事業の分野で少し要望したいことがあります。

協会けんぽでは、「3つのもったいない」というテーマで広報しております。1つ目は、健診を受けないことがもったいない。2つ目は、健診を受けっ放しで、その後の要治療等を指摘されても、それを放置するのがもったいない。3つ目は、健康づくりを継続しないことがもったいない。以上の3つを訴えております。

仙台市におかれましても、この趣旨をご理解いただき、同じようなテーマで市民に向けて周知していただけると助かります。これは仙台市のデータヘルス計画におけるメタボ予防や重症化予防のテーマともリンクするものと考えますので、ぜひお願いしたいと思います。

別件で質問をひとついたします。先程の事業計画案の保健事業で、各種がん検診の受診者に対する本人負担額の一部助成を行っているというご説明でしたが、今回の資料に同封いただいた「仙台市の国民健康保険」の冊子 68 ページの表の中に「国保助成額」という項目があります。これは国保加入者ががん検診を受けた場合だけ助成されるのか、それとも、社保加入者への助成もあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

【保険年金課長】

ただいまのご質問の件でございますが、がん検診を行う際には、自己負担金ということで、国保の方は無料となるケースも多くなっております。社会保険の方につきましても、自己負担金が通常の健診よりも抑えられるようになっておりますので、国保の方に比べると軽減される額は小さいですが、通常の検診より安価になるよう補助する形になっております。

【佐藤（昌）委員】。

理解できました。協会けんぽの被扶養者には、国が定めた特定健康診査のメニューしか提供していないので、仙台市民である協会けんぽの被扶養者に、がん検診の補助を少しでも出していただけると非常に助かりますので、今後もそのようなサービスを提供していただきますようよろしくお願いいたします。

【保険年金課長】

先程「3つのもったいない」の広報について、具体的な広報の取り組みをご提案いただきありがとうございます。本市といたしましても、メタボリックシンドロームに該当している方や、血糖、血圧、脂質のすべてにリスクのある方の割合が高い状況にありますので、より効果的な広報に向けて、広報媒体や方法等取り組みの詳細につきまして、

いろいろ情報交換をしながら意見交換をしたいと思いますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【会長】

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問等がなければ、「令和7年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【会長】

「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項③「令和7年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」、事務局から説明願います。

【保険年金課長】

（資料3に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいですか。

ご意見、ご質問等がなければ、「令和7年度仙台市国民健康保険事業特別会計予算（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【会長】

「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認します。

続きまして、協議事項④「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」、事務局から説明願います。

【保険年金課長】

（資料4に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいですか。

ご意見、ご質問等がなければ、「仙台市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【会長】

「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項⑤「低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の基準拡大について」、事務局から説明願います。

【保険年金課長】

（資料5に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件で、ご意見、ご質問等ございますか。
よろしいですか。

ご意見、ご質問等がなければ、「低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置の基準
拡大について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」との声あり]

【会長】

「異議なし」とのことですので、原案のとおり承認します。

○（２）報告事項

【会長】

続きまして、報告事項①「宮城県における保険料水準の統一について」、事務局から
説明願います。

【保険年金課長】

（資料６に基づき説明）

【会長】

ただいま説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。
よろしいですか。

ご意見、ご質問等がなければ、「宮城県における保険料水準の統一について」は、以
上とします。

○（３）その他

【会長】

本日の議題は以上となりますが、「その他」として委員の皆様から何かございますか。
よろしいですか。

それでは、事務局から何かありませんか。

【保険年金課長】

事務局からは、他に用意しているものはございません。

【会長】

それでは、本日の議事をすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたし
ます。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。